

65歳以上の方の

介護保険料のお知らせ

毎年4月1日現在の被保険者本人と世帯全員の、その年の市民税の課税状況等により、7月に年額が確定します。(下表参照)このため、年額の保険料が確定するまでの納付方法は、次のようになります。

□特別徴収(年金天引き)

4月から翌年2月までの偶数の月に、2か月分相当額を徴収します。

4月・6月・8月分は、市民税の課税状況が確定していないため平成23年2月分と同額を暫定で差し引きします。**10月分以降で1年間分の調整を行います。**(8月分から保険料が変更になる場合もあります)

□普通徴収(納付書・口座振替)

4月から翌年3月まで、毎月徴収します。

4月から7月分までは、その年の4月1日の世帯状況と、前年度の市民税の課税状況等によって算定した保険料を、暫定で納付することになります。**8月分以降で1年間分の調整を行います。**

納付書または口座振替により納付してください。

平成23年度の納入通知書は、4月中旬頃に送付します。

○4月2日以降に65歳になる方

介護保険料の通知書を65歳になる月の翌月に送付します。

徴収方法は、普通徴収となりますので、送付する納付書または口座振替により毎月納付してください。

年金からの天引きが開始されるのは、65歳になった時からおおむね6か月後となります。

○口座振替が便利です

手続きは、納入通知書に同封している申込書に必要事項を記入して、ポストに投函してください。

○介護保険料の減免

火災などの特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、保険料徴収を猶予したり、減免等の制度があります。

また、保険料段階が第3段階の方を対象とした減免制度もあります。

詳細については、市の介護保険窓口か、佐賀中部広域連合までお問い合わせください。

平成23年度 65歳以上の方の段階別介護保険料額

保険料の段階	被保険者の所得区分	算 式	保 険 料
第1段階	生活保護を受給している方。または世帯全員の市民税が非課税で、老齢福祉年金を受給している方	基準額 ×0.5	月額 2,146円 (年額25,752円)
第2段階	世帯全員の市民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.5	月額 2,146円 (年額25,752円)
第3段階	世帯全員の市民税が非課税で、第2段階に該当しない方	基準額 ×0.75	月額 3,219円 (年額38,628円)
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されている場合で、本人の市民税が非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額が80万円以下の方 ※通知書等での表示は、 特例第4段階 となります	基準額 ×0.91	月額 3,906円 (年額46,872円)
	世帯の誰かに市民税が課税されている場合で、本人の市民税が非課税で、上記以外の方 ※通知書等での表示は、 第4段階 となります	基準額	月額 4,292円 (年額51,504円)
第5段階	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 ×1.16	月額 4,979円 (年額59,748円)
第6段階	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.25	月額 5,365円 (年額64,380円)
第7段階	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額 ×1.5	月額 6,438円 (年額77,256円)

■問い合わせ

佐賀中部広域連合
多久市福祉課 高齢・障害者福祉係

☎ 40-11135
75-14823